

○小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年12月28日

規則第29号

改正 平成31年1月18日規則第2号

令和元年12月27日規則第29号

令和3年6月7日規則第31号

令和4年12月26日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第21号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(公募の際の明示事項)

第3条 条例第2条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理の基準
- (2) 業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請の資格
- (6) 申請受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) その他市長が必要と認める事項

(申請書等)

第4条 条例第3条の小山市指定管理者指定申請書(以下「申請書」という。)は様式第1号、事業計画書は様式第2号による。

2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理運営に係る収支計画書(様式第3号)
- (2) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

- (3) 法人以外の団体にあつては、会則等の写し及び代表者の身分証明書
 - (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類（申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類）
 - (5) 市税の納付状況を確認できる書類
 - (6) 消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証する書類
 - (7) 労働保険料の納付を証する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （選定結果の通知）

第5条 市長は、条例第4条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、申請をした団体に対し、速やかに小山市指定管理者審査結果（採用）通知書（様式第4号）又は小山市指定管理者審査結果（不採用）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（指定の通知）

第6条 市長は、条例第6条の規定により指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対して小山市指定管理者指定通知書（様式第6号）によりその旨を通知するものとする。

（協定事項）

第7条 条例第7条第2項の規定による規則で定める協定事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第8条 市長は、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは小山市指定管理者指定取消書（様式第7号）を、同項の規定により管理業務の停止を命ずるときは小山市指定管理者管理業務（全部・一部）停止命令書（様式第8号）を当該指定管理者に対して交付する。

(事業報告書)

第9条 条例第10条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 管理経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年1月18日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日規則第29号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和3年6月7日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月26日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

小 山 市 指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

小 山 市 長 様

申 請 者
所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名
連 絡 先 (電 話)

下記の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により申請します。

記

施 設 名	
-------	--

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)及び管理運営に係る収支計画書(様式第3号)
- 2 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 法人以外の団体にあっては、会則等の写し及び代表者の身分証明書
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類、財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類(申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあっては、その設立時における財産目録その他の経理的基礎を有することを証する書類)
- 5 市税の納付状況を確認できる書類
- 6 消費税及び地方消費税について未納税額がないことを証する書類
- 7 労働保険料の納付を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

事業計画書

施設名			
団体名			
代表者氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地			
連絡先 (電話)		F A X 番 号	
E-mail			

現在運営している 類似施設	所在地	主な業務内容	管理運営期間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

内 容 (別紙可)

【管理運営方針】

【業務の安全成績】

事故発生件数	死亡	重傷	軽傷	左記に対する原因と善後策
(件)	(人)	(人)	(人)	

【安全面に関する方策】

【福祉政策に関する取組状況】

障がい者の雇用の有無(有の場合は雇用人数を記入)

【施設管理について】

1 職員配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む。)

2 職員の研修計画

【施設運営について】

1 年間の事業実施計画(「事業実施計画書」については別紙に記入のこと。)

※ここでいう事業とは、公の施設において指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

2 サービス向上のための方策

3 利用者等の要望の把握及び実現策

4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

5 その他(地域との連携、他施設との連携等)

【個人情報の保護の措置について】

【緊急時対策について】

1 防犯、防災の対応

2 その他、緊急時の対応

※その他
特記すべき事項があれば記入してください。

施設名 _____

事業実施計画書(_____ 年度)

団 体 名 _____

事業名	目的・内容等	実施時期・回数

※ここでいう事業とは、公の施設において指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

様式第3号(第4条関係)

施設名 _____

管理運営に係る収支計画書(_____ 年度)

団 体 名 _____

(単位：千円)

		金額	内訳	備考
収入の部	指定管理料			
	利用料金		(利用料金制度適用施設のみ)	
	その他			
	収入合計(A)			
支出の部	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
	支出合計(B)			
収支(A) - (B)				

※1 1年間(12か月)の収支又は開館から年度末までの収支を記入すること。

2 年度ごとに作成すること。

(指定申請期間の毎年度の収支見込みが同じであれば1枚の提出で可)

施設名 _____

事業実施予算書(_____ 年度)

団 体 名 _____

(単位：千円)

事業名	事業実施予算						
	募集人数	収支 ①-②	収入…①		支出…②		
	1人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝礼金	材料費等	その他
計							

※ここでのいう事業とは、公の施設において指定管理者が実施する各種講座、講演会等をいう。

様式第4号(第5条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市指定管理者審査結果(採用)通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の施設に係る指定管理者の指定申請につきましては、審査の結果、指定管理者の候補に決定しましたので、小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

施設名	
-----	--

選定の理由

その他

様式第5号(第5条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市指定管理者審査結果(不採用)通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の施設に係る指定管理者の指定申請につきましては、審査の結果、不採用となりましたので、小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

施設名	
-----	--

不採用の理由

その他

様式第6号(第6条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市指定管理者指定通知書

小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり貴団体を指定管理者に指定しましたので、小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

施設名	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第7号(第8条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市指定管理者指定取消書

年 月 日付け小山市指令 第 号で通知した指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項及び小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり指定を取り消します。

記

施設名	
指定取消日	年 月 日

取消しの理由

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に小山市を被告として（訴訟において小山市を代表する者は小山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第8条関係)

小山市指令 第 号
年 月 日

様

小山市長

小山市指定管理者管理業務(全部・一部)停止命令書

年 月 日付け小山市指令 第 号で通知した指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項及び小山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり管理業務の(全部・一部)の停止を命じます。

記

施設名	
停止の範囲	
停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで

停止の理由

その他

(教示)

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小山市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に小山市を被告として（訴訟において小山市を代表する者は小山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)